

介護保険運営協議会 委員を募集します

佐賀中部広域連合では、介護保険制度の運営を審議する介護保険運営協議会の委員を募集します。介護保険運営協議会は、佐賀中部広域連合での介護保険制度運営の審議を行うものです。この協議会の委員は、医療・保健・福祉・学識経験者・被保険者の代表で構成しており、そのうち被保険者の代表者を募集します。

応募資格	応募人数	任期等	応募方法
○佐賀市、多久市、小城市、神埼市および吉野ヶ里町にお住まいの40歳以上の人 ○医療・保健、福祉の関係者以外であり、平日の会議に出席できる人	○40歳以上65歳未満：2人 ○65歳以上：3人（年齢日は、平成30年4月1日現在）	平成30年度から3年間 ○委員会開催は、1年目・2年目はそれぞれ約2回、3年目は約8回 ○出席者には報酬をお支払いします。	様式は問いません。氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号、職業、応募の動機（概ね400字程度）を記載した書面を、広域連合の窓口（6月29日（金）17時までに提出してください） 〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商ビル5階 ※郵便の場合は当日消印有効

問い合わせ 佐賀中部広域連合 総務課 行財政係 ☎20-0800

介護保険負担割合証等更新のお知らせ

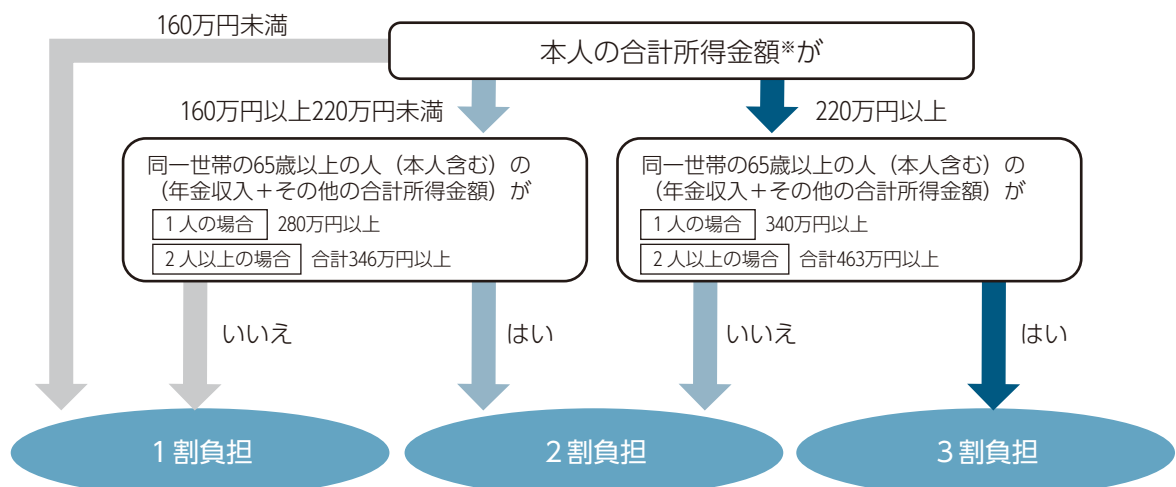
介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色	ピンク色
現在の有効期限	7月31日（火）まで	7月31日（火）まで
更新の手続き	不要。佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月1日～29日までに、佐賀中部広域連合または地域包括支援課に更新の申請をしてください。
新しい証の到着	7月中旬	7月中旬

介護保険の利用者負担割合

8月から制度の見直しのため、第1号被保険者（65歳以上の人）で一定以上の所得がある人は介護保険の利用者負担が3割となります。※65歳未満の人は従来通り一律一割負担です。

【8月からの第1号被保険者の介護保険の利用者負担割合判定表】



※合計所得金額＝収入－公的年金控除や給与所得控除（基礎控除や人的控除等の控除前）－長期譲渡所得等の特別控除額

問い合わせ 地域包括支援課 ☎75-6033 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134